

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（鋼材） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00032 沿革（略） <u>令和8年3月26日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書の対象となる契約（以下「対象契約」という。）に係る申込みその他保険契約に関する手続については、次に定めるところによる。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（鋼材） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00032 沿革（略）</p> <p>貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書の対象となる契約（以下「対象契約」という。）に係る申込みその他保険契約に関する手続については、次に定めるところによる。</p>	
<p>（申込み）</p> <p>第2条 貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「特約書」という。）に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、原則として、特約書に定められた期間ごとにかつ保険対象となるべき対象契約が締結された日の属する月の翌月の末日までに別紙様式第1-1による貿易一般保険包括保険（鋼材）申込書（以下「申込書」という。）に対象契約の内容を添付し、日本貿易保険の本店に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第1条の規定に基づき被保険者が日本貿易保険から内諾書を取得している場合 <u>又は貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045）第1条第19号に規定するストックセールスに係る対象契約</u> にあつては、別紙様式第1-2による貿易一般保険包括保険（鋼材）一般案件申込書（以下「一般案件申込書」という。）を本店に提出するものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（申込み）</p> <p>第2条 貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「特約書」という。）に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、原則として、特約書に定められた期間ごとにかつ保険対象となるべき対象契約が締結された日の属する月の翌月の末日までに別紙様式第1-1による貿易一般保険包括保険（鋼材）申込書（以下「申込書」という。）に対象契約の内容を添付し、日本貿易保険の本店に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第1条の規定に基づき被保険者が日本貿易保険から内諾書を取得している場合にあっては、別紙様式第1-2による貿易一般保険包括保険（鋼材）一般案件申込書（以下「一般案件申込書」という。）を本店に提出するものとする。</p> <p>3 （略）</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和8年10月1日から実施する。</u></p>		